

広島県監査委員訓令第一号

本 庁

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県代表監査委員 佐藤 均

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し、同条第一項及び第三項中「及び主任監査監」を、「監査総括監及び監査管理監」に改める。

第六条の表を次のように改める。

決裁区分	第一順位者	第二順位者
事務局長	次長	合同総務課長 監査総括監 監査管理監
次長	合同総務課長 監査総括監 監査管理監	次長があらかじめ指名する職員
合同総務課長 監査総括監 監査管理監	合同総務課長、監査総括監又は監査管理監があらかじめ指名する職員	

第二十四条第一項中「又は他の主任監査監」を、「監査総括監又は監査管理監」に、「又は主任監査監」を、「監査総括監又は監査管理監」に、「又は当該関係主任監査監」を、「監査総括監又は監査管理監」に改め、同条第二項中「合同総務課長又は事案」を「事案」に、「又は関係主任監査監」を、「監査総括監又は監査管理監」に改める。

第三十条第一号を次のように改める。

- 一 郵送、信書便、宅配便（広島県通信費経理事務取扱規則（昭和四十四年広島県規則第二十七号）第二条第一号ハに規定する宅配便物を送達することをいう。）で施行する場合

文書事務取扱主任において取りまとめ、県総務課に送付すること。ただし、休日及び執務時間外にあつては、事務局において施行するものとする。

第三十条第二号中「当該決裁文書を添付して」を削る。

第三十二条中「又は主務主任監査監」を、「監査総括監又は監査管理監」に改める。

第三十四条中「主務主任監査監は」を「監査総括監及び監査管理監は」に、「主務主任監査監において」を「監査総括監又は監査管理監において」に改める。

第三十五条中「主務主任監査監」を「監査総括監又は監査管理監」に改める。

第三十七条第一項中「完結文書」の下に「(第十一条の四第二項の規定により決定された保存年限が三十年である完結文書(第四項において「三十年保存文書」という。)を除く。

「)を加え、「主務主任監査監」を「監査総括監又は監査管理監」に改め、同条第三項中「又は主務主任監査監(以下「合同総務課長等」という。)」を「監査総括監及び監査管理監」に改め、同条第四項中「前項の規定」を「保存年限の満了した三十年保存文書及び前項の規定」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(保存年限の延長)

第三十七条の二 前条第一項の規定にかかわらず、合同総務課長、監査総括監又は監査管理監は、次の各号に掲げる完結文書で保存年限が満了したものについては、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該完結文書を廃棄してはならない。この場合において、一の区分に該当する完結文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、廃棄してはならない。

一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間

三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの
当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間

四 情報公開条例第六条第一項に規定する開示請求があつたもの 情報公開条例第七条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間

五 広島県個人情報保護条例第十条第一項又は第二項に規定する開示請求があつたもの
同条例第十一条第一項又は第三項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間

六 広島県個人情報保護条例第二十三条第一項に規定する訂正請求があつたもの 同条例第二十四条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間

七 広島県個人情報保護条例第三十条第一項に規定する利用停止請求があつたもの 同条例第三十一条第一項又は第二項の規定による決定の日の翌日から起算して一年間

2 合同総務課長は、保存年限が満了した完結文書について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、三十年を超えない範囲で完結文書の保存年限を延長することができる。

3 前項の規定は、同項の規定により保存年限を延長した完結文書の延長後の保存年限が満了した場合に準用する。

第三十八条中「合同総務課長等」を「合同総務課長、監査総括監及び監査管理監」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

<p>事務局長専決事項</p>	<p>合同総務課長専決事項</p>	<p>監査総括監・監査管理監専決事項</p>
<p>一 次長、合同総務課長、監査総括監及び監査管理監の職務専念義務の免除及び休暇の承認 二 次長、合同総務課長、監査総括監及び監査管理監の旅行命令及び報告の受理 三 臨時の職員の任免 四 情報公開条例第七条第一項及び第二項の規定による行政文書の開示可否の決定 五 情報公開条例第十八条第二項の規定による行政文書の開示の可否の決定等に係る不服申立てに対する処分 六 前号の決定に係る行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく不服申立てに対する処分 七 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</p>	<p>一 職員（合同総務課職員に限る。第二号、第五号及び第六号について同じ。）の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令 二 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認、深夜勤務及び時間外勤務の制限 三 職員の身分、給与及び通勤の証明 四 職員に対するき章の交付 五 職員の職務専念義務の免除及び休暇の承認 六 職員の旅行命令及び報告の受理 七 県税外収入金の徴収 八 給与、旅費並びに児童手当及び子ども手当に係る収入の通知及び支出命令 九 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令（旅費システムにより処理をする切符等に関するものを除く。） 十 歳入歳出外現金、有価証券及び物品の出納通知 十一 予算の配当要求及び配当替 十二 一件千五百万円未満の予算の執行 十三 軽易な申請、報告、通知、照会、回答、届出等（合同総務課に係るものに限る。） 十四 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</p>	<p>一 職員（事務局長、次長、合同総務課長、監査総括監、監査管理監及び合同総務課職員を除く。第二号から第四号までについて同じ。）の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令 二 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認、深夜勤務及び時間外勤務の制限 三 職員の職務専念義務の免除及び休暇の承認 四 職員の旅行命令及び報告の受理 五 軽易な申請、報告、通知、照会、回答、届出等（合同総務課に係るものを除く。） 六 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。